



平成 27 年 9 月 11 日

各 位

大阪市北区小松原町 2 番 4 号大阪富国生命ビル
会社名 日本駐車場開発株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 巽 一久
(コード番号: 2353 東証市場第一部)
問合せ先 取締役 管理本部長 小野 大三郎
電話番号 03-3218-1904

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 10 月 29 日に開催予定の当社第 24 期定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 24 条（取締役の責任限定契約）及び第 32 条（監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第 24 条（取締役の責任限定契約）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 第 18 条～第 23 条 (条文省略) (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 第 18 条～第 23 条 (現行のとおり) <u>(取締役の責任限定契約)</u> 第 24 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 第 24 条～第 30 条 (条文省略)	第 5 章 監査役及び監査役会 第 25 条～第 31 条 (現行のとおり)

(新設)	(監査役の責任限定契約)
第 31 条～第 33 条 (条文省略)	第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 33 条～第 35 条 (現行のとおり)

3. 変更日程

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 27 年 10 月 29 日 (木曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 10 月 29 日 (木曜日) |

以上